

東郷町ふるさと寄附金返礼品提供事業者募集要領

1 目的

東郷町にふるさと納税をされた方（以下「寄附者」という。）に対し、感謝の意を表するとともに、本町の魅力をPRするため、お礼の品として贈呈する本町の特産品等（以下「返礼品」という。）を提供する法人、団体又は個人事業主（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 委託事業者

返礼品提供事業者は、本町の返礼品として登録しようとする場合は、返礼品の発注及び配送管理などに関する業務について、当該業務を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）と返礼品の提供に係る契約が必要となります。

株式会社さとふる 西日本営業所

住所：大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA22F

3 返礼品の要件

返礼品として提案していただく商品等は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 総務省告示第179号第5条に規定する地場産品基準に該当するもの。
- (2) 販売価格が1,500円以上（加工品、詰め合わせ可）であるもの。
- (3) 食料品については、到着後5日以上消費期限が保証されるもの。
ただし、農作物等消費期限の設定が不可能なものについては、この限りではありません。
また、生花等、時間の経過により価値が損なわれるものについても、同様の期限を保証すること。
- (4) 品質及び数量の面において、在庫管理を適正に行うことができるもの。
- (5) 本町又は委託事業者が指定する配送業者の取扱いにより配送可能なものであり、かつ、発注後、速やかに発送できるものであること。
- (6) 本町又は委託事業者が求める場合に、原則として返礼品とする物品の現物を確認（役務については、現場確認）できること。
- (7) 上記(2)から(6)に当てはまらないものは、別途、町と協議するものとしますので事前にお問い合わせください。

4 事業者の要件

返礼品として商品等を提案していただく事業者は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 前項に定める返礼品の取扱いを行うことができる者であること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 東郷町暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

5 申込み方法

別紙「東郷ふるさと寄附返礼品登録申込書」に必要事項を記入し、東郷町企画政策部産業振興課まで持参又は郵送若しくはメールにより提出してください。その際、ふるさと納税ポータルサイト等へ掲載するための返礼品の画像データをメールで提供してください。申込みの受付は随時行います。

ふるさと納税ポータルサイトへの返礼品掲載登録手続きについては、委託事業者と調整の上、返礼品提供事業者で行っていただきます。

6 返礼品の決定

申込み内容等を総合的に判断し、総務省からの承認後、結果を申込者に連絡します。申込みから返礼品登録まで、3か月程度かかる場合があります。なお、応募された返礼品が上記の要件に適合するものであっても、町がお礼の品として適当でないと判断した場合は採用しないことがあります。

7 寄附金額の設定

返礼品の販売金額（税込、梱包代込）に0.3を除いた金額を寄附金額とし、区分については、別表に定めるとおりとします。

なお、送料については、委託事業者が負担しますが、個別事案により事業者負担となる場合は、販売金額に送料も含まれます。

8 返礼品の発注から代金のお支払までの流れ

返礼品の発注から代金のお支払までの流れは、次のとおりとします。

- (1) 寄附者からの決済がされ次第、委託事業者からメールにて発注連絡が入ります。
- (2) 商品の調達及び梱包が整い次第、委託事業者から集荷依頼を受けた配送業者が集荷を行います。
- (3) 毎月末日締めで返礼品提供実績を確定し、翌月末日に委託事業者から返礼品代金が支払われます。

9 返礼品の毀損等への対応

- (1) 返礼品にかかわる事故、トラブル等の苦情があった場合は、速やかに委託事業者へ連絡してください。なお、返礼品の毀損等に伴う再発送に要する費用負担については、委託事業者と調整していただくこととなります。
- (2) 返礼品を変更、辞退、販売中止など、寄附者に提供ができない問題が生じた場合は、速やかに委託事業者へ報告してください。

10 返礼品の登録取消

次の場合は、返礼品の登録を取消し、取扱いを停止します。

- (1) 認定申請の内容に虚偽があったとき。
- (2) 本要項3及び4に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 総務省が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわし

くないと判断されたとき。

(4) 上記のほか、町長が返礼品提供事業者及び返礼品として不適切と判断したとき。

11 関係法令の遵守

- (1) 返礼品提供事業者は、地場産品基準及び食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備及び保存をしなければなりません。
- (2) 返礼品提供事業者は、町が行う返礼品の提供に関して必要な調査及び確認に応じるものとします。なお、調査及び確認の結果、町から改善を指示された場合には、その指示に従わなければなりません。

12 損害賠償

返礼品提供事業者は、返礼品の提供に当たり、業務不履行等の返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由より町に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うことがあります。

13 個人情報の取扱い

事業者は、東郷町個人情報保護条例及び関係法令等を遵守してください。寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

14 その他

- (1) 返礼品の梱包内に自社商品等のPRパンフレット等を同封することも可とします。
- (2) 登録された返礼品につきましては、ふるさと納税ポータルサイト等に掲載させていただきます。
- (3) 本要領に記載した内容は、委託事業者を通じた返礼品の登録に関するものであり、委託事業者において対応することができない返礼品の登録については、町と別途協議となります。

15 問い合わせ先

東郷町 企画政策部 産業振興課 商工係

〒470-0198 東郷町大字春木字羽根穴1番地

T E L 0561-56-0741 (直通) F A X 0561-38-0066

e-mail tgo-sangyo@town.aichi-togo.lg.jp

別表（第6 関係）

寄附金額	
10,000 円以下	五百円未満の端数があるときはその端数金額を五百円とし、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。
10,001 円以上～100,000 円以下	千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。
100,001 円以上	五千円未満の端数があるときはその端数金額を五千円とし、五千円以上一万円未満の端数があるときはその端数金額を一万円とする。